

青森県報

第百八十一号

令和二年
七月十日
(金曜日)

目次

告 示

- 自衛官候補生（男子）の募集期間、採用試験の期日等及び
応募資格……………(市町村課) ……一
- 自衛官候補生（女子）の募集期間、採用試験の期日等及び
応募資格……………(同) ……二
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉
保険課) ……二
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二
- 特定行為業務の登録……………(同) ……二
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃
止の届出……………(障害福祉課) ……三
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……三
- 地方卸売市場の認定……………(総合販売
戦略課) ……三
- 右……………(同) ……三
- 右……………(同) ……四
- 右……………(同) ……四
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………(道
路課) ……四
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) ……四
- 土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………(三
八地域
民局) ……五

告 示

青森県告示第五百六十二号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生（男子）の令和二年度第四次募集期間、採用試験の期日等及び応募資格を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条及び第百十七条第一項（第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により告示する。

令和二年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 募集期間及び採用試験の期日等

募集期間	令和二年七月一日から同年九月十日まで		
試験期日	開始時刻	試験場	
	受付後に 通知	位 置	名 称
令和二年九月 二十六日 (土)から 十月三日 (水)		青森市大字浪館字近野四五 弘前市大字原ヶ平字山中一八の 一一七 八戸市大字市川町字桔梗野官地 五所川原市字一ツ谷五〇三の五 三沢市大字三沢字後久保一二五 の七 むつ市大湊町四の一	陸上自衛隊青森駐 屯地 陸上自衛隊弘前駐 屯地 陸上自衛隊八戸駐 屯地 五所川原市民学習 情報センター 航空自衛隊三沢基 地 海上自衛隊大湊基 地

二 応募資格

○右……………(同) ……五

十八歳以上三十三歳未満の者(三十二歳の者にあつては、採用予定月の一日から起算して三月に達する日の翌月の末日現在、三十三歳に達していない者に限る。)

青森県告示第五百六十四号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生(女子)の令和二年度第四次募集期間、採用試験の期日等及び応募資格を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第百十七条第一項(第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により告示する。

令和二年七月十日

青森県知事 三村 申 吾

一 募集期間及び採用試験の期日等

募集期間	令和二年七月一日から同年九月十日まで		
試験期日	開始時刻	試験場	
		位置	名称
令和二年九月十五日(火) 受付後に 通知	八戸市大字市川町字桔梗野官地 むつ市大湊町四の一	陸上自衛隊青森駐屯地	陸上自衛隊八戸駐屯地
		陸上自衛隊青森駐屯地	海上自衛隊大湊基地

二 応募資格

十八歳以上三十三歳未満の者(三十二歳の者にあつては、採用予定月の一日から起算して三月に達する日の翌月の末日現在、三十三歳に達していない者に限る。)

青森県告示第五百六十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和二年七月十日

青森県知事 三村 申 吾

青森県告示第五百六十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

令和二年七月十日

青森県知事 三村 申 吾

氏名又は 名称又は 名	指定居宅サービス事業者		居宅サービスの種類	氏名又は 名称又は 名	居宅サービス事業を行う者		指定年月日
	所在地又は住所	居宅サービスの種類			名称	所在地	
合同会社訪問看護ステーション にじの樹	つがる市木造赤根三の一六メゾンドアカネ一〇一号	訪問看護	訪問看護	合同会社訪問看護ステーション にじの樹	つがる市木造赤根三の一六メゾンドアカネ一〇一号	訪問看護	令和二・七一

青森県告示第五百六十七号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の

規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇三〇〇一 二五二						
登録年月日	令和 二・七・二						
氏名又は 名称	医療法人 章士会						
住所	むつ市柳 八丁二丁目 二二						
事業 名称	むつ市介 護老人保 健施設や げん						
所在地	むつ市大 畑二丁目 五の音						
業務開始 年月日	令和 二・七・二						
備考	介護老人 保健施設						

青森県告示第五百六十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和二年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者							
名称							
主たる事務所の所在地							
障害福祉サービスの種類							
名称							
所在地							
廃止年月日	令和 二・七・三						

青森県告示第五百六十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和二年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	今 智 矢	今 智 矢	今 智 矢	今 智 矢	今 智 矢	今 智 矢	今 智 矢
勤務する 病院等	弘前大学医学 部附属病院						
診療科名	脳神経内科（視覚障 害、平衡機能障害、 音声機能障害、言語 機能障害、そしやく 機能障害、肢体不自 由）						
指 定 年 月 日	令和 二・八・一						

青森県告示第五百七十号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十三条第一項の規定により、次のとおり卸売市場の認定をしたので、同条第六項の規定により公示する。

令和二年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

開設者	開設者	開設者	開設者	開設者	開設者	開設者	開設者
名称	名称	名称	名称	名称	名称	名称	名称
住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所
名称	名称	名称	名称	名称	名称	名称	名称
位置	位置	位置	位置	位置	位置	位置	位置
取扱品目	取扱品目	取扱品目	取扱品目	取扱品目	取扱品目	取扱品目	取扱品目
認定年月日	令和 二・七・三						

青森県告示第五百七十一号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十三条第一項の規定により、次のと

おり卸売市場の認定をしたので、同条第六項の規定により公示する。

令和二年七月十日

青森県知事 三村 申 吾

開設者	名称	地方卸売市場	認定年月日
株式会社 弘前生花 市場	住所 弘前市大字 高田三丁目 七の二	名称 地方卸売 市場株式 会社弘前 生花市場	位置 弘前市大字 高田三丁目 七の二
		取扱品目 花き、花き関 連資材、花き 加工品	令和二・七・三

青森県告示第五百七十二号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十三条第一項の規定により、次のとおり卸売市場の認定をしたので、同条第六項の規定により公示する。

令和二年七月十日

青森県知事 三村 申 吾

開設者	名称	地方卸売市場	認定年月日
大間漁業 協同組合	住所 下北郡大間 町大字大間 九字下道五 の三	名称 地方卸売 市場協同 組合魚市	位置 下北郡大間 町大字大間 九字下道五 の三
		取扱品目 鮮魚介類、冷 凍魚介類、塩 干及び加工品 類、海藻類及 び海獣類	令和二・七・三

青森県告示第五百七十三号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十三条第一項の規定により、次のとおり卸売市場の認定をしたので、同条第六項の規定により公示する。

令和二年七月十日

青森県知事 三村 申 吾

開設者	名称	地方卸売市場	認定年月日
白糠漁業 協同組合	住所 下北郡東通 村大字白糠 九字向流一〇	名称 地方卸売 市場白糠 魚市場	位置 下北郡東通 村大字白糠 九字向流一〇
		取扱品目 鮮魚介類、冷 凍魚介類、塩 干及び加工品 類、海藻類及 び海獣類	令和二・七・三

青森県告示第五百七十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

令和二年七月十日

青森県知事 三村 申 吾

道路の種類	路線名	区間
県道	八戸大野線	八戸市大字三日町一の三から 八戸市大字大工町一の一まで

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年七月十日

青森県知事 三村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベニモール五所川原

五所川原市大字唐笠柳字藤巻六六一の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

三 五所川原市の意見の概要

工事着手五十日前までに青森県景観条例に基づく届出、工事着手前に農地転用の事業計画変更申請を行うこと。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

2 期間

令和二年七月十日から同年八月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

出 先 機 関

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、田子町土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第四十八条第九項において準用する同法第

九条第一項の規定により、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に三八地域県民局長に異議を申し出ることができる。

令和二年七月十日

三八地域県民局長 堀 義 明

一 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

二 縦覧の期間

令和二年七月十三日から同年八月十二日まで

三 縦覧の場所

田子町役場

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、馬淵川土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第四十八条第九項において準用する同法第九条第一項の規定により、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に三八地域県民局長に異議を申し出ることができる。

令和二年七月十日

三八地域県民局長 堀 義 明

一 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

二 縦覧の期間

令和二年七月十三日から同年八月十二日まで

三 縦覧の場所

八戸市庁

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円